（裁判所職員への準用）

第四条　前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、裁判所職員について準用する。この場合において、同条第一項中「内閣官房令・防衛省令」とあるのは「最高裁判所規則」と、同条第三項及び第四項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する国家公務員法」と、同条第五項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律」と読み替えるものとする。

（自衛隊員への準用等）

第五条　第三条第一項、第三項及び第四項の規定は、自衛隊員について準用する。この場合において、同条第一項中「内閣官房令・防衛省令」とあるのは「防衛省令」と、「当該職員の所轄庁の長」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「国家公務員法第百一条第一項前段」とあるのは「自衛隊法第六十条第一項」と、同条第四項中「国家公務員法第百四条の許可」とあるのは「自衛隊法第六十三条の承認」と読み替えるものとする。

２　前項において読み替えて準用する第三条第一項の承認を受けた自衛隊員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合の給与については、政令で定める。

（地方公務員法の特例）

第六条　一般職の地方公務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第二号において同じ。）の承認を受けることができる。

一　第三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

二　前号に掲げる場合のほか、任命権者が定める場合に該当するとき。

２　特定地方独立行政法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第二号において同じ。）」とあるのは「勤務する特定地方独立行政法人の理事長又はその委任を受けた者」と、同項第二号中「任命権者」とあるのは「当該職員の勤務する特定地方独立行政法人の理事長又はその委任を受けた者」とする。

３　第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、地方公務員法第三十五条の規定は、適用しない。

４　第一項の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

（国の責務）

第七条　国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

（政令への委任）

第八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員等に関する経過措置）

２　第二条第五号及び第六号の短時間勤務の官職を占める職員には、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第五条第一項又は第二項（これらの規定を裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により採用された職員を含むものとし、第二条第七号の短時間勤務の官職を占める隊員には、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十条第一項又は第二項の規定により採用された隊員を含むものとする。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政　令

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和八年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第百九十六号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、並びに作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第四号及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（作業環境測定法施行令の一部改正）

第一条　作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三号の政令で定める作業場」を「第二条第四号に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの」に改め、同条第二号中「定める作業場」を「定めるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第二条第四号に規定する労働安全衛生法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

二　労働安全衛生法第六十五条の三第二項の規定により作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

三　労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

附則第一条ただし書中「（昭和四十七年法律第五十七号）」を削る。

附則第四条第一項中「第一条各号」を「第一条第一項各号」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項の下欄第二号中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第七号中「及び第六十五条の二」を「から第六十五条の三まで」に、「）に掲げる」を「）の規定による」に改める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔